

首都圏営業拠点

取扱商品出品に関する Q & A

三 重 県

(平成 25 年 6 月 19 日)

皆様方からお問い合わせや質問なども随時反映させていただく予定です。最新の情報は、三重県営業本部担当課のホームページでご確認ください。
<http://www.pref.mie.lg.jp/eigyō/HP/index2.htm>

目 次

Q 1. 首都圏営業拠点の概要を教えてください。	4
Q 2. 県は「首都圏営業拠点」と言っているが、いわゆるアンテナショップとは違うのか。	4
Q 3. 名称はどうなるのか。	4
Q 4. 首都圏営業拠点の立地する日本橋地区の客層はどうなっているのか。	4
Q 5. 県産品（対象商品）の定義は何か。	5
Q 6. 県産品であれば、県外の事業者であっても申込みは可能か。	5
Q 7. どれくらいの商品（アイテム数）を扱う予定か。	5
Q 8. 首都圏営業拠点で取り扱わない（できない）商品のジャンルはあるのか。	5
Q 9. 商品選定等のスケジュールはどうなっているのか。	5
Q 10. 申込書の提出方法は、電子メールやファックスでもよいか。	6
Q 11. 申込書の第1次取りまとめと第2次取りまとめに分けた意味はあるか。	6
Q 12. 平成25年7月13日（土）以降の申込受付はどうなるのか。	6
Q 13. 選定会議はどのように運営するのか。	6
Q 14. 選定会議の結果について連絡はあるのか。	6
Q 15. 取引条件はどうなっているのか。	6
Q 16. 納品や物流はどのような方法が可能か。	6
Q 17. 実演（出張）販売は可能か。	6

Q18. JANコードについて教えてください。	7
Q19. JANコードは、どのようにすれば取得できるのか。	7
Q20. PL保険について教えてください。	7
Q21. PL保険に必ず加入しなければなりませんか。	7
Q22. 食品表示についての相談窓口は、どこですか。	7

用語について

このQ & Aで使用する略語の正式名称は次のとおりです。

出品要領：「首都圏営業拠点における取扱商品の出品要領」のことです。

手引き：「取扱商品の出品要領の手引き」のことです。

選定会議：「商品選定会議」のことです。

運営総括監：「首都圏営業拠点運営総括監」のことです。

申込書：「商品取扱申込書」のことです。

Q 1. 首都圏営業拠点の概要を教えてください。

首都圏営業拠点の設置は三重県ですが、その管理・運営等は運営事業者である株式会社アクアプランネット（松阪市大黒田町199）に委託しています。

1階は、物販と飲食の機能を有し、物販の売り場面積は約30坪となる見込みです。

2階は、セミナーやイベントなどが開催できる多目的スペースとなります。

Q 2. 県は「首都圏営業拠点」と言っているが、いわゆるアンテナショップとは違うのか。

首都圏における「三重の魅力の情報発信拠点」であり、コアな三重ファンの拡大の場、更には、三重への誘客を図ることを目的とした「営業拠点」です。首都圏の三重ゆかりの店舗や企業とのネットワークを活用して、戦略的かつ多面的な情報発信に取り組み、誘客の増加や販路拡大の仕組みの構築を目指していくことが特徴です。

Q 3. 名称はどうなるのか。

平成25年5月10日から6月10日まで名称を募集しました。審査を行ったうえ、名称を発表します。

Q 4. 首都圏営業拠点の立地する日本橋地区の客層はどうなっているのか。

同じ通りに面している近接の島根県アンテナショップ「にほんばし島根館」の平成24年1、2月の調査では、60歳代42.7%、40歳代17.0%となっています。平成16年の東京都中央区の資料では、日本橋の百貨店の主たる顧客は、多い順に40歳代から60歳代の女性、70歳代の富裕層、近隣のオフィスに勤務する若い女性層となっています。

平成26年春には、首都圏営業拠点が入居するビルの裏側に新しい商業施設ができ、そのビルにシネコン（映画館）ができると聞いており、新たな客層も期待しています。

Q 5. 県産品（対象商品）の定義は何か。

出品要領または手引きの「3 対象商品」に記載のとおりです。

対象商品の要件を表にすると次のとおりとなります。

	県内事業者が 製造・加工	県外事業者が製造・加工	
		商品の販売が 県内事業者	商品の販売が 県外事業者
主要な原材料が県内産	○ ア)	○ イ)	×
主要な原材料が県外産	○ ウ)	○ ウ)	×

Q 6. 県産品であれば、県外の事業者であっても申込みは可能か。

出品要領「4 申込資格」では、「三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。」と規定しており、原則として、県外事業者は申込みできないことになっています。

Q 7. どれくらいの商品（アイテム数）を扱う予定か。

1,000 アイテム程度を見込んでいます。

Q 8. 首都圏営業拠点で取り扱わない（できない）商品のジャンルはあるのか。

食品を扱うので、衛生上、同一の場所で取り扱うことが好ましくない商品（例：動物など）は取り扱いすることができません。その他、施設、設備の制約等から取り扱いえない場合があります。

また、販売免許や営業許可等を得ていない分野の商品は取り扱いできませんが、詳しくは運営事業者にお問い合わせください。

（株式会社アクアプランネット 電話 0598-21-6360）

Q 9. 商品選定等のスケジュールはどうなっているのか。

申込書の提出のあったものから、当該商品の確認等を併行して行います。

7月3日（水） 申込書第1次取りまとめ

7月12日（金） 申込書第2次取りまとめ

選定会議を経て、商談の整ったものから契約となります。

なお、選定会議は7月中旬以降に開催を予定しています。

商談以降の手続きやスケジュールなどは、運営事業者からの連絡に従ってください。

受発注、納品、検品等の運営事業者によるテストが行われる見込みです。

Q 1 0. 申込書の提出方法は、電子メールやファックスでもよいか。

申込書の提出方法は、パンフレットなど関係書類も必要なことから、郵送または持参に限定しています。

提出先は、三重県営業本部担当課（三重県庁8階）となっています。

郵送の場合は、「申込書在中」と明記のうえ次の住所に送付してください。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県営業本部担当課あて

Q 1 1. 申込書の第1次取りまとめと第2次取りまとめに分けた意味はあるか。

申込書の受付件数が多くなったときのことを考え、事務を平準化するために2回に分割したものです。

Q 1 2. 平成25年7月13日（土）以降の申込受付はどうなるのか。

申込受付は随時行いますが、開業準備の都合上、9月の首都圏営業拠点のオープン以降の選定まで、手続きをお待ちいただく場合があります。

Q 1 3. 選定会議はどのように運営するのか。

選定会議は、県関係部局と運営事業者で構成し、必要に応じて外部有識者の意見を聴取して選定することになっています。

Q 1 4. 選定会議の結果について連絡はあるのか。

選定会議の結果については、電子メール、電話等の方法によりお知らせします。

ただし申込みが多数の場合は、連絡が遅れることがあるかもしれませんのでご容赦願います。

Q 1 5. 取引条件はどうなっているのか。

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、運営事業者と出品者間の協議により決定してください。なお、原則として、商品の取扱期間は3か月とし、決済については、月末締め翌月末支払いとします。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとします。なお、これらの協議について三重県は関与しません。

Q 1 6. 納品や物流はどのような方法が可能か。

納品方法、物流等についても、運営事業者と出品者間の協議してください。

Q 1 7. 実演（出張）販売は可能か。

この件についても、運営事業者と出品者間の協議によります。

Q18. JANコードについて教えてください。

現在、多くの商品に印刷されているバーコードは JAN コードと言われるものです。バーコードスキャナにてスキャンすると、8桁あるいは13桁の数字列になります。POSレジ等で商品（販売）管理を行うことが多いため、取得する事業者が増えています。

Q19. JANコードは、どのようにすれば取得できるのか。

[一般財団法人流通システム開発センター](#)に申請する必要があります。申請にあたっては、別途「バーコード利用の手引き（申請書付）」（定価1,200円（税込））を購入する必要があります。申請については、お近くの商工会議所、商工会へご相談ください。なお、取得費用は、事業規模により異なりますが、例えば年商1億円未満の製造業の場合、10,500円（登録期間3年間）となっています。

Q20. PL保険について教えてください。

PL保険とは、生産物賠償責任保険のことで、第三者に引き渡した物や製品、業務の結果に起因して賠償責任を負担した場合の損害をカバーする賠償責任保険です。

魚や野菜を加工せずそのまま販売している場合は対象外となりますが、カット野菜や魚の切り身などは加工しているので、対象となります。

損害保険会社のほか、商工会議所や商工会、三重県中小企業団体中央会でも加入できますので、お問い合わせください。

Q21. PL保険に必ず加入しなければなりませんか。

原則としてPL保険の加入は、首都圏営業拠点に商品を出品する場合の条件となっています。PL保険ではなく、同種の事故が発生した場合に賠償することができる保険等に加入されている場合は、ご相談ください。

Q22. 食品表示についての相談窓口は、どこですか。

三重県では、各保健所衛生指導課に食品表示相談窓口を設け、ご相談に応じていますので、ご利用ください。

詳しくは、ホームページ「[三重県食の安全・安心ひろば](#)」でご確認ください。

皆様方からお問い合わせやご質問なども随時反映させていただく予定です。最新の情報は、三重県営業本部担当課のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/eigy/HP/index2.htm>

三重県雇用経済部 三重県営業本部担当課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2411
FAX 059-224-3024
メール eigyo@pref.mie.jp